

ただいま議題となりてあります。議案第百十号については、
総務・建設、厚生、の三常任委員会に付託し、審査せしめら
れんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤東
忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は総務・建設・
厚生、の三常任委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、ご異議ござい
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。
よって議案第百十号は総務・建設・厚生、の三常任委員会に
付託すること、決定をいたしました。

議長(石川信義君) この際、報告事項がありますので、事務局
長をして報告をさせていただきます。

(古谷議会議務局長 報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

議長(石川信義君) この際、おはかりをいたします。お年元に
ご配付のとおり、市長から条例の一部改正の二件が提出されました
ので、この際日程に追加し、先議したいと思っておりますが、これに、ご異議ご
さいせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本件は追加
日程とし、先議すること、決定をいたしました。

議長(石川信義君) 追加日程第二及び追加日程第三は、関連が
ありますので、一括上程といたします。

追加日程第二議案第百二十号議会の議員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例。

追加日程第三議案第百二十三号福生市の一般職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例の二案を一括して議題と
いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長 高水 求君登壇)

○秘書職員課長(高水 求君) 　ただいまの指名がございましたので、議案第百二十一号並びに議案第百二十三号について提案理由の説明申し上げます。

本件につきましては、さきの全員協議会に助役の方からその経過等に つきましてある説明がありましてございまして、この各文におきまして整理し改正しようとするものでございまして。

第百二十一号につきましては百分の二百九十を、百分の三百十に第五条の第二項を改めようとするものでございまして。

それから議案第百二十二号につきましては、第十一条の二第二項中の百分の二百六十を百分の二百八十に改めまして、さらに従来勤勉手当の中へプラスアルファの分が書かれてあるわけでございますが、やはり期末手当としておしる関係上、勤勉手当の条項から削除いたしました。期末手当の条項へ、要するに今まで勤勉手当にありました任命権者その他の範囲内において

定める額の総額を超えてはならないという事項を勤勉手当から削りまして、市長が予算の範囲内におきまして定める額を支給することか出来るという権限を期末手当の中に押入ったということでございます。内容においては変らなわけでございます。

それから二件とも条例は交付の日から施行するということでございまして、以上はただ ざつとでございますけれども、慎重に審議の上、原案の決定下さるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(石川信義君) 　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 　以上で質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) 　この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十一号及び議案第百二十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。



(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得た。本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とあり可決されたい旨の動議が提出されまいたか、本動議のとあり決すること、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百二十一号及び議案第百二十二号は原案とあり可決をいたしました。

○議長(石川信義君) ここでおはかりをいたします。

今日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

なお次回の本会議は十二月十二日午前十時から開きますので



よろしく願います。

午後四時四十八分散会



福庶癸第二千七百二十九号

昭和四十八年十二月四日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川 常太郎 印

昭和四十八年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和四十八年十二月四日付福生市告示第七十七号（別紙参照）をもつて昭和四十八年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

福生市議会



写

福生市告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第四回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十八年十二月四日

福生市長 石 川 常太郎 印

一	期	日	昭和四十八年十二月十一日
二	場	所	福生市議会議場



写

福庶発第二千八百十六号

昭和四十八年十二月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

議案の送付について

昭和四十八年第四回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

一 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市一般会

計補正予算（第三号））

二 議案第二百二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第二百三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

四 議案第二百四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

五 議案第二百五号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例

六 議案第二百六号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例

- 七 議案第七号 福生市民会館条例の一部を改正する条例
八 議案第八号 福生市下水道条例
九 議案第九号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例

例

- 十 議案第一百十号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第四号)
十一 議案第一百十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
十二 議案第一百十二号 昭和四十八年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)
十三 議案第一百十三号 昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)

- 十四 議案第一百十四号 昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第二号)

- 十五 議案第一百十五号 昭和四十七年度福生市一般会計決算認定について

- 十六 議案第一百十六号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

- 十七 議案第一百十七号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計決算認定について

- 十八 議案第一百十八号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計決算認定について

決算認定について

- 十九 議案第一百十九号 昭和四十七年度福生市公共用地会計決算認定について
二十 議案第一百二十号 市道路線の認定について



福議発第二百四十八号

昭和四十八年十二月六日

殿

福生市議会議長 石 川 信 義

議案説明員の出席要求について

昭和四十八年第四回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一 日 時 十二月十一日（火） 午前十時

二 場 所 福生市議会議場

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。



昭和48年度福生市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和48年度福生市土地開発公社の予算は、つぎに定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ595,130千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 債務を負担する行為をすることができる事項、期限および限度額は「第2表債務負担行為」による。

(長期借入金及び債券発行の限度額)

第4条 長期借入及び債券発行の限度額は

594,630千円と定める。

2 前項の限度額のうち、本年度において借入又は発行を行わなかつた金額は、翌事業年度に繰り越して借入れ又は発行することができる。

昭和48年11月17日

提出者 福生市土地開発公社理事長 篠崎俊夫